

I. 感染予防対策

○基本的な感染症対策の徹底

*家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認 *こまめな手洗いと高頻度接触面の適切な消毒

*マスク等を用いた咳エチケット *保健管理体制の整備

○3密の回避

※再開ガイドライン 教ス健第 4534 号

○正しい知識の指導(いじめ・差別の撲滅含む)

※臨時休業ガイドライン教保体第 228 号



新しい生活様式の実践・行動変容

II. 感染発生時対応

○感染者が確認された場合の迅速かつ適切な対応

*保健所との連携

*学校医、学校薬剤師等の「専門家」と連携した学校における保健管理体制を整備し、発生時の対応を確認

感染が判明したら・・・

児童生徒等	保健所	学校	設置者
感染 ↓ 保健所の指示で、入院等 ↓ PCR(-) で完治	調査 ①校内での活動状況及び接触者の状況 ②地域内の感染拡大状況 ③校内で感染した可能性があるか *濃厚接触者は、保健所が判断する。	調査への全面協力 *保健所の調査は、数日かかる場合がある。 様式9による報告 消毒 *保健所、学校医、学校薬剤師等に相談しながら、消毒の実施	臨時休業等判断 *保健所の調査をうけ、臨時休業の必要性について相談し、学校医、学校薬剤師等専門家と連携する中で判断する。
・感染者数により一律に臨時休業の範囲を決めることは困難 ・個人名が特定されることになる可能性があることから、いじめ、差別につながらないように十分配慮する。			

・濃厚接触者の定義:発症前2日、1メートル以内、マスクなしで15分以上の接触があった者

・濃厚接触者は、2週間の自宅待機